

個別占用案件のカルテ（第2回委員会からの継続審議案件）

①東久代公園（川西市）

番号		占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	--	------	-------	------	-----	----	------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の 利用形態	円路：総延長 3,763m 広場：自由広場 1カ所、休養広場 2カ所 運動広場：野球場 1面、球技場 1面、テニスコート 5面		
占用面積	71,760.15 m ²	付帯施設 等	バックネット 4基、防球ネット、ベンチ 31基、トイレ 2基、日除けテント 8基、その他
許可の 経緯	<当初許可> 昭和 49年 3月 1日 <前回更新許可> 平成 20年 4月 1日 <許可期限> 平成 23年 3月 31日		利用者数 ・ 団体数
堤内地・ 堤外地	堤内地 ・ 堤外地		
周辺の 土地利用 の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地は都市公園の東久代公園として位置づけられており、隣接する堤内地は、堤防を挟んで上流側は第一種住居地域、下流側は準工業地域が広がっています。 ・ 上流側は高木井堰、下流側は伊丹市が占有している猪名川第1第2運動公園と接しています。 ・ 下流側の低水護岸部においてレキ河原再生工事の河道掘削が行なわれ、オギの再生が試みられています。 		
関連諸計 画におけ る占地 の位置付 け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第4次川西市総合計画後期基本計画」では、競技スポーツの場として、また、スポーツを通じた仲間作り、世代間の交流などコミュニティの形成の場として、東久代公園を始めとする市内の体育施設の適正な管理・運営が必要であると位置づけています。 ・ 「川西市緑の基本計画」では、猪名川全体を水に親しみ自然とふれあうことができる水辺の空間として捉え、整備にあたっては自然環境に配慮したものとする必要があるとしています。 ・ 兵庫県の川西市地区で「東久代公園」を広域防災拠点（広域輸送拠点）として計画中であり、緊急物資、復旧用資機材等をはじめ、救援・復旧活動要員や地域内外からの物資の集配・配送等の整備を予定しています。 		
その他 特記事項			

番号		占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	--	------	-------	------	-----	----	------------------

2. 施設の現状


(占用者作成)

占用の必要性	<p>(必要性、代替性)</p> <p>東久代公園は都市施設の一環である都市公園の充実を図るため昭和 49 年から占用してまいりました。主な施設は、野球場、球技場、テニスコート、自由広場、休養広場で、駐車場と管理事務所がある運動公園として市民に親しまれています。</p> <p>年間の利用者数は、有料施設だけで 83,156 人(平成 21 年度)に達し、スポーツ愛好団体から家族連れまで多くの市民があらゆるスポーツを楽しんでいます。</p> <p>現在、本市の屋外有料施設としては、東久代公園以外には、市の中部に位置する「市民運動場」1カ所しかないことから、東久代公園は、本市にとって大変貴重なスポーツ施設となっています。</p> <p>また、既に市街地が形成されている本市の現状を踏まえると、現在占用している 70,000 m²もの東久代公園の代替地を確保することは大変困難です。</p> <p>今後とも、スポーツを通じた仲間作りと世代間交流等コミュニティ形成の場、さらにはスポーツを通しての市民の健康増進の場として、東久代公園は必要不可欠であると考えます。</p>		
管理状況	<p>(施設管理)</p> <p>平成 21 年度から 5 年間、公募により(財)川西市体育・スポーツ振興事業団を指定管理者として指定いたしました。現在、職員 2 名と受付業務等を行なう職員 1 名が常駐し、管理運営にあたっています。</p> <hr/> <p>(不法占用)</p> <p>本市占用区域内に建設資機材等の不法占用物件があり、現在、猪名川河川事務所と共に、不法占用者の事務所に出向いたり、現場に立看板を設置する等、是正指導をおこなっています。</p>		
利用状況	<p>(利用者・利用ルール)</p> <p>無料の「公園」スペースでは、24 時間いつでも誰でも利用でき、散歩や休養など憩いの場として多くの市民にご利用いただいています。一方、「体育施設」は、基本的に事前にインターネット等で予約をしたうえで有料でご利用いただいています。</p> <p>なお、公園利用者に対し、以下のとおり看板等で掲示し周知を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当公園内においては管理職員の指示に従う。 ・公園の秩序及び風紀を乱し公益を害した時等管理上支障があるときは使用を禁止する。 ・公園を使用する事によって生じた傷害その他事故については使用者責任において処理すること <p>また、禁止行為を下記のとおり定めています。</p> <p>①ゴルフや模型飛行機の飛行等危険な遊び、②犬や他の動物の放し飼い、③酒類の持込及び酒気を帯びていると認められるものの入園、④花や木を傷めること、⑤魚や鳥を殺傷すること</p> <p>⑥公園その用途以外に使用すること</p> <hr/> <p>(駐車場)</p> <p>無料駐車場 87 台を設置しています。</p>		
前回審議の意見		前回審議意見の対応	
環境保全に向けて申請者の取り組み	<p>(環境への配慮)</p> <p>指定管理者において、随時、除草作業や清掃作業を行なっています。</p> <p>平成 21 年度に猪名川河川事務所においてレキ河原再生工事が実施され、オギの再生が試みられていることから、今後、本市管理区域内においてもそれらの保全に関して配慮いたします。</p> <hr/> <p>(環境意識の啓発)</p> <p>環境啓発の一環として、引き続き占用区域と周辺の清掃を実施いたします。また、環境啓発看板を設置し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識の高揚を図る検討をしております。</p>		
安全への配慮	<p>河川洪水時の対策として、占用物はすべて可搬式とし、猪名川水位が一定以上に上昇した場合はただちに撤去できる体制を取っています。また、年に 1 回、猪名川河川事務所立会いのもと、撤収作業の訓練を実施しています。</p>		

番号		占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	--	------	-------	------	-----	----	------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の 占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の 必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図			管理 体制	
占用内容 変更による 河川環境への影響				
占用内容変更後 における 環境保全に向け て申請者の取り 組み				
その他 特記事項				

番号		占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0km+100m ~ 8.6k
----	--	------	-------	------	-----	----	----------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地の前面水域は底質が礫質の淡水域で、川岸にはツルヨシ等の大型抽水植物やヤナギ類が生育している。 占用地付近ではヌマガエル等の両生類、トカゲ、アオダイショウ等の爬虫類が確認されている。 占用地付近の水域では、ギンブナ、オイカワ、モツゴ、ニゴイ、カワヨシノボリなどの魚類、テナガエビ、モクズガニなどの甲殻類が確認されている。 占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリや、カヤネズミ、セッカが確認されている。 占用地前面の数カ所に礫質の河原が見られる。 占用地付近では河原を利用するイソシギが確認されている。 占用地付近の小型陸生草本群落ではヤガミスゲが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地の川岸沿いに広がるツルヨシ等の大型抽水植物群落は、これらに依存するオオヨシキリやカヤネズミ、セッカ等の生息地となっている。 占用地周辺では川岸の草地に生育するヤガミスゲが確認されている。 河原はイソシギ等の鳥類の利用地になっている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離：約 10m~60m 水際にはツルヨシ等の大型抽水植物が確認される。 占用地とツルヨシ群落との間には芝生、チガヤ、メヒシバなどの小型陸生草本群落、クズなどのつる植物群落、クワモドキなどの外来の大型草本群落、オギなどの在来の大型陸生草本群落、エノキ、センダンなどの樹木がみられる。
	<p>水面との高低差</p>	<p>約 3.5m</p>
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地周辺の下流側の川岸沿いに分布するツルヨシ等の大型抽水植物群落は、オオヨシキリ、カヤネズミ、セッカ等の注目すべき種の生息環境となっているため、可能な限り保全する。また、これらの群落と占用地間の小型陸生草本群落や樹木、オギ群落も緩衝帯として保全する。小型陸生草本群落はヤガミスゲの生育環境としても保全する。 外来種のクワモドキ、つる植物のクズなどは、在来の植物の生育を阻害したり、花粉症を引きおこしたりするため、可能な限り駆除する。 利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

番号		占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0km+100m～8.6k
----	--	------	-------	------	-----	----	--------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

※第2回委員会意見（未定稿）

- A 運動公園の中に自然環境の観察などができるような付加価値をつけるという視点が非常に大事である。
- B 「関連諸計画における占用地の位置付け」の項目で、生物多様性や環境教育などの書き方が弱い。多様な生き物がすめる自然環境に配慮する、環境教育に使っていく、というような言葉も入れて計画を位置づければ、本当に川らしい利用の仕方になっていく。
- C 管理用道路近傍のオオブタクサなどは、大きく生長する前であれば除去が簡単なので環境教育の一貫でできるよう検討していただきたい。
- D 公園利用のために除草・清掃作業をしているが、自然環境保全・再生のために、どういう形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えていただきたい。（草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など）
- E 生物多様性保全という用語を入れて、運動公園の機能だけでなく、今後は生物多様性保全、環境学習、環境教育の場として、ここを活用していくという方向をきっちり守って管理していただきたい。

※アルファベットは整理のために発言順に付した。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号		占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0km+100m ~ 8.6k
----	--	------	-------	------	-----	----	-------------------------

① 占用区域全景（上空から望む）



② 占用区域全景（下流端から上流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

③ 占用区域全景（上流端から下流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号		占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0km+100m ~ 8.6k
----	--	------	-------	------	-----	----	----------------------

④看板（占用標示板）

河川土地占用標示板	
を受けた者の所 氏名	川西市
可年月日及び可番号	平成20年2月6日 国近整備占調河占第108号
目的	公園（東久代公園）
場所	兵庫県 川西市東久代1丁目 地先 右岸 8.0km+100m ~ 8.6k
占用面積	71,760.15㎡
占用期間	平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
河川管理事務所名	国土交通省近畿地方整備局 播磨川河川事務所 園田出張所 (06-6493-1281)

平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑤看板（ゴルフ禁止）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑥水際の植生その1（河原）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑦水際の植生その2（ツルヨシ群落）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑧護岸横の芝生



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑨小型陸生草本群落（メヒシバ等）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑩クワモドキ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑪クズ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑫樹木 (エノキ等)



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑬オギ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

利用状況



平成 22 年 8 月 7 日撮影

個別占用案件のカルテ（第2回委員会からの継続審議案件）

②猪名川河川敷緑地【第3・第4運動公園】（伊丹市）

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
			
現在の利用形態	グラウンド3面（猪名川第3・第4運動公園） 第3公園は、ABの2面のグラウンド有り		
占用面積	27,118.34㎡	付帯施設等	サッカーゴール（可搬式）12基 ベンチ（可搬式）22基 植栽（アベリア）2,544本
許可の経緯	<当初許可> 昭和58年3月16日 <前回更新許可>平成20年4月9日 <許可期限> 平成23年3月31日	利用者数	平成17年度 79,010人 平成18年度 55,805人 平成19年度 93,730人 平成20年度 95,705人 平成21年度 105,625人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占用範囲と河川側との間は、河川敷内通路があり、河川側は雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側（北部）は、雑草が茂っている状態となっている。 ・下流側は桑津橋に隣接しており、橋の下流側に当市が占用している神津運動広場がある。 ・隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場等の関係施設及び民家が密集している。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水と緑のネットワークを形成（公園緑地の整備）する。市民が水に親しめる空間を整備する。河川敷などに生涯スポーツの場、レクリエーションの場を整備するとしている。 ・みどりの基本計画では、公園緑地、河川や水路、街路樹などにより、水と緑のネットワークを形成する。猪名川では生き物の生息環境として、河川の自然環境の保全に努めるとともに、自然とふれあえる場所として野草広場や親水護岸を整備するとしている。 ・地域防災計画では、1次避難所として位置づけている。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年3月16日に占用許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民がサッカー、野球に利用している。また、幼稚園児～小学生低学年を対象とした野球、サッカー教室を開催している。 ・近年では平成16年に冠水した。本市のスポーツ施設のひとつと位置づけられており、市民から早期の回復要望があり同年度内に復旧した。 		

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

2. 施設の現状


(占用者作成)

占用の必要性	<p>本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし、既に市街地の概成された本市では、運動施設を設置するのが難しい状況であった。そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く市民から寄せられていた。これを受け、昭和52年より地域住民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。(市体育施設の屋外施設面積計 85,959 m²。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は、57,477 m²と全体の約 66.9%となっている。)</p> <p>この運動公園設置以来、既に32年を経過しており、ここで少年野球をしていた選手が現在、プロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちに夢を実現する場所として欠かせないグラウンドとなっている。</p> <p>また、河川敷緑地について「みどりの基本計画」に定めたとおり、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として供用している。</p>		
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日からは、指定管理者(株)ミズノを中心とする3社連合体により、利用者調整、施設整備等(毎週2回の清掃、整備)を行っている。 利用団体である伊丹市軟式少年野球連盟の少年及びコーチ、保護者が毎年7月に河川一斉清掃の一環としてこの場所の除草作業、ゴミ集めを実施している。 		
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 土日祝は、ほぼ終日利用している。平日は、教室等にて一部利用している。夏休み等の長期休暇中は、ほぼ利用されている。 第3A、第3B、第4の3面あるグラウンドは、一般の団体が希望日を申込み(希望が重複した場合は抽選)にて利用している。 		
前回審議の意見		前回審議意見の対応	
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者にて、毎週2回、グラウンド整備及び清掃を実施している。 毎年、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。 毎年2回指定管理者による除草作業を実施している。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 河川冠水時対策として、サッカーゴール等、年一回、撤去訓練を実施している。 		

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

3. 占用目的の変更

(占用者作成)

変更前の 占用目的			変更後の 占用目的	
変更要望 の内容				
目的変更 の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図			管理 体制	
占用目的 変更による 河川環境へ の影響				
占用目的 変更後に おける 環境保全 に向けて 申請者の 取り組み				
その他 特記事項				

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地の前面水域は底質が砂礫・礫質の淡水域で、川岸にはツルヨシ等の大型抽水植物が繁茂している。 占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリやカヤネズミが確認されている。 占用地付近ではヌマガエル等の両生類、ニホンイシガメ、トカゲ等の爬虫類が確認されている。 占用地付近の水域では、ギンブナ、オイカワ、ニゴイ、カワヨシノボリ等の魚類や、テナガエビ、モクズガニ等の甲殻類が確認されている。 占用地付近では河原を利用するイカルチドリが確認されている。 占用地の対岸には礫質の河原やワンドがみられる。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地の川岸沿いに広がるツルヨシ等の大型抽水植物群落は、これらに依存するオオヨシキリやカヤネズミ等の生息地となっている。 対岸の河原はイカルチドリ等の鳥類の利用地となっている。 対岸のワンドは魚類やカエル類、カメ類等の生息地となっている可能性が高い。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離：約10m~60m 水際にはツルヨシ等の大型抽水植物が確認される。 占用地からツルヨシ群落や水域までの間にはヨモギ等の小型陸生草本群落、クズ等のつる植物群落、セイバンモロコシ等の外来の大型陸生草本群落がみられる。
	<p>水面との高低差</p>	<p>約3.5m</p>
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地周辺の下流側の川岸沿いに分布するツルヨシ等の大型抽水植物群落は、オオヨシキリやカヤネズミ等の注目すべき種の生息環境となっているため、可能な限り保全する。また、これらの群落と占用地の間的小型陸生草本群落も緩衝帯として保全する。 利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

※第2回委員会意見(未定稿)

A運動公園を残しながらどう自然回復を図っていくかという視点が必要である。

B川が本来はどういう場所なのだという事について、チェックリストに書いてあることや、スポーツをする人にきっちり伝えていくような啓発看板などで、意識を少しずつ変えていくようなことも検討していただきたい。

C裸地が連続しているので、境界のところの横断線を自然緑化する、というデザイン的な配慮を、これからの管理の中で検討いただきたい。

D住民の方と一緒に考えてつくるといような動きがあり、ここの公園でも一緒に考えてつくれるように地域の参加を促進していただきたい。

※アルファベットは整理のために発言順に付した。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

① 占用区域全景（上空から望む）



② 占用区域全景（下流端から上流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

③ 占用区域全景（上流端から下流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

④看板（占用標示板）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑤看板（ゴルフ禁止）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑥看板（ゴミ捨て禁止）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑦水際の植生その 1



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑧水際の植生その 1（ツルヨシ群落）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑨小型陸生草本群落（ヨモギ等）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

⑩クズ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑪セイバンモロコシ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑫対岸の河原とわんど



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

利用状況



平成 22 年 8 月 7 日 撮影

個別占用案件のカルテ（第2回委員会からの継続審議案件）

③神津運動公園（伊丹市）

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m ~ 6.2k-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	-------------------------------------

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図		現況写真	
			
現在の 利用形 態	グラウンド2面		
占有面 積	17,454.54㎡	付帯 施設 等	バックネット(可搬式)54基 案内板(可搬式)1箇所 危険防止札(可搬式)3個 塁ベース(可搬式)8箇所
許可の 経緯	<当初許可> 昭和55年5月10日 <前回更新許可> 平成20年4月9日 <許可期限> 平成23年3月31日	利用 者数	平成17年度 27,383人 平成18年度 19,788人 平成19年度 23,738人 平成20年度 31,912人 平成21年度 33,789人
堤内地・ 堤外地	堤内地 ・ 堤外地		
周辺の 土地利 用の状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・ 占有範囲と河川側との間は、雑草が茂っている状態となっている。 ・ 上流側(北部)に桑津橋隣接しており、橋の上流側に当市が占有している猪名川河川敷緑地(猪名川第3・第4運動公園)が隣接している。 ・ 下流側は、猪名川河川敷緑地がある。 ・ 隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場、マンション等が密集している。 		
関連諸 計画に おける 占用地 の位置 付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水と緑のネットワークを形成(公園緑地の整備)する。市民が水に親しめる空間を整備する。河川敷などに生涯スポーツの場、レクリエーションの場を整備するとしている。 ・ みどりの基本計画では、公園緑地、河川や水路、街路樹などにより、水と緑のネットワークを形成する。猪名川では生き物の生息環境として、河川の自然環境の保全に努めるとともに、自然とふれあえる場所として野草広場や親水護岸を整備するとしている。 ・ 地域防災計画では、1次避難所として位置づけている。 		
その他 特記事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和55年5月10日に占有許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民が少年野球、一般野球に利用している。 ・ 近年では平成16年に冠水した。本市のスポーツ施設のひとつと位置づけられており、市民から早期の回復要望があり同年度内に復旧した。また、平成21年度、一部冠水したが早期の回復要望があり直ちに復旧した。 		

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m ~ 6.2k-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	-------------------------------------

2. 施設の現状


(占用者作成)

占用の必要性	<p>本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし、既に市街地の概成された本市では、運動施設を設置するのが難しい状況であった。そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く市民から寄せられていた。これを受け、昭和52年より地域住民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。(市体育施設の屋外施設面積計 85,959 m²。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は、57,477 m²と全体の約 66.9%となっている。)</p> <p>この運動公園設置以来、既に32年を経過しており、ここで少年野球をしていた選手が現在、プロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちに夢を実現する場所として欠かせないグラウンドとなっている。</p> <p>また、河川敷緑地について「みどりの基本計画」に定めたとおり、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として供用している。</p>		
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 少年野球チームと一般野球チームが利用調整会議を作成し、自主的に運営している。利用者調整、施設整備等(毎週2回の清掃、整備)を行っている。 利用団体である少年及びコーチ、保護者が毎年7月に河川一斉清掃の一環としてこの場所の除草作業、ゴミ集めを実施している。 		
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 土日祝は、ほぼ終日利用している。平日は、午後の時間帯に主に少年野球が練習に利用している。 		
前回審議の意見		前回審議意見の対応	
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 利用者団体が、使用するたびグラウンド整備及び清掃を実施している。 毎年、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。 毎年2回指定管理者による除草作業を実施している。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 河川冠水時対策として、ネットフェンス等設置物は可搬式にしており、年一回、撤去訓練を実施している。 		

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m ~ 6.2k-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	-------------------------------------

3. 占用目的の変更

(占有者作成)

変更前の 占用目的			変更後の 占用目的	
変更要望 の内容				
目的変更 の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図			管理 体制	
占用目的 変更による 河川環境へ の影響				
占用目的 変更後に おける 環境保全 に向けて 申請者の 取り組み				
その他 特記事項				

番号		占用目的	運動広場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m~6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	--	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地の前面水域は底質が砂礫・礫質の淡水域で、川岸にはツルヨシ等の大型抽水植物が繁茂しており、ヤナギ類も生育している。 占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリやカヤネズミが確認されている。 占用地付近ではトノサマガエル、ヌマガエル等の両生類、ニホンイシガメ、カナヘビ、シマヘビ等の爬虫類、コウベモグラ等のほ乳類が確認されている。 占用地付近の水域では、ギンブナ、オイカワ、ニゴイ、カワヨシノボリ等の魚類や、テナガエビ、モクズガニ等の甲殻類が確認されている。 占用地前面の数カ所に礫質の河原が見られる。 占用地付近では河原を利用するイカルチドリが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> 川岸沿いに広がるツルヨシ等の大型抽水植物群落は、これらに依存するオオヨシキリやカヤネズミ等の生息地となっている。 河原はイカルチドリ等の鳥類の利用地となっている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離：約 6m~100m 水際にはツルヨシ等の大型抽水植物やヤナギ類が確認される。 占用地からツルヨシ群落や水域までの間にはクワモドキ等の外来の大型陸生草本群落、クズ、カナムグラ等のつる植物、メヒシバ等の小型陸生草本群落、セイタカヨシ等の大型陸生草本群落がみられる。また、特定外来生物のアレチウリや、外来の低木であるトウネズミモチも見られる。
	<p>水面との高低差</p>	<p>約 2.5m</p>
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地周辺の川岸沿いに分布するツルヨシ等の大型抽水植物群落は、オオヨシキリやカヤネズミ等の注目すべき種の生息環境となっているため、可能な限り保全する。 河原はイカルチドリ等の鳥類の利用地となっているため、可能な限り保全する。 特定外来生物のアレチウリや外来種のクワモドキ、トウネズミモチ、つる植物のクズ、カナムグラなどは、在来の植物の生育を阻害したり、花粉症を引き起こしたりするため、可能な限り駆除する。 利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

番号		占用目的	運動広場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m~6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	--	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

※第2回委員会意見（未定稿）

A運動公園を残しながらどう自然回復を図っていくかという視点が必要である。

B川が本来はどういう場所なのだという事について、チェックリストに書いてあることや、スポーツをする人にきっちり伝えていくような啓発看板などで、意識を少しずつ変えていくようなことも検討していただきたい。

C裸地が連続しているので、境界のところの横断線を自然緑化する、というデザイン的な配慮を、これからの管理の中で検討いただきたい。

D住民の方と一緒に考えてつくるといような動きがあり、ここの公園でも一緒に考えてつくれるように地域の参加を促進していただきたい。

※アルファベットは整理のために発言順に付した。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号		占用目的	運動広場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m~6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	--	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

① 占用区域全景（上空からを望む）



② 占用区域全景（下流端から上流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

③ 占用区域全景（上流端から下流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号		占用目的	運動広場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m~6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	--	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

④看板 (占用標示板)



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑤看板 (ゴルフ禁止)



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑥水際の植生その 1



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑦水際の植生その 2 (ツルヨシ群落)



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑧河原



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑨小型陸生草本群落 (メヒシバ等)



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑩クワモドキ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑪セイタカヨシ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号		占用目的	運動広場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m~6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	--	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

⑫クズ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑬カナムグラ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑭アレチウリ



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑮トウネズミモチ



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

利用状況



平成 22 年 8 月 7 日撮影

個別占用案件のチェックリスト

■河川保全利用チェックリスト（素案） 【 ①東久代公園（川西市） 】

	項目	細目	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	委員会 (客観評価)
占用の 必要性	代替性	類似施設等の立地	堤内地における <u>類似施設</u> の有無 ※1km圏（徒歩約15分圏内）、2km圏（徒歩約30分圏内）	○：2km圏内に類似施設がない △：1km圏内に類似施設がない ×：1km圏内に類似施設がある	○	
		代替用地・施設等の調査	堤内地で利用可能な用地や代替・転用・流用できそうな施設について調査したか	○：調査した △：調査中、調査計画あり ×：未調査、調査計画なし	○	
	必要性	必要理由	占用の必要性（ <u>必要理由</u> ）は妥当か	○：妥当である △：どちらともいえない ×：妥当でない	○	
管理 状況	施設管理	管理体制	施設の <u>管理体制</u> を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある 等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	
		管理計画	施設の <u>管理計画</u> は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	
	不法占用	不法占用対策	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの <u>不法占用物件</u> を持ち込まないよう、 <u>適正に管理</u> しているか	○：適正管理されている △：不法占用が疑われる ×：不法占用の実態がある	×	

	項目	細目	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	委員会 (客観評価)
利用 状 況	利用形態	川とのふれあい	利用者が <u>川とふれあう</u> (親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○：川とふれあう施設である △：どちらともいえない ×：川とふれあう施設ではない	○	
	利用者 ・ 利用ルー ル	利用状況の把握	施設の <u>利用者数</u> (時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○：把握している △：ある程度の推定はできる ×：把握していない	○	
		利用上のルール	<u>利用上のルール</u> (ゴミ処理方法など)を定めているか	○：定めている △：定めているが不十分 ×：定めていない	○	
		利用者への明示	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で <u>利用者へ明示</u> しているか	○：明示している △：一部明示している ×：明示していない	○	
		公共性の担保	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる <u>排他・独占的な利用</u> はないか	○：排他・独占的な利用はない △：どちらともいえない、不明 ×：排他・独占的な利用がある	○	
	駐車場	利用方法や管理体制への配慮	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないように、 <u>通行経路や利用方法、管理体制に配慮</u> しているか	○：十分配慮している △：配慮しているが不十分 ×：配慮が全く不足している、無配慮 —：駐車場はない	○	
		設置のための検討の有無	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、 <u>詳細な検討</u> をしているか	○：十分検討している △：検討しているが不十分、現在検討中 ×：検討が全く不足している、未検討 —：設置の要望や計画がない	—	

	項目	細目	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	委員会 (客観評価)
環境 保全	環境への 配慮	施設周辺への配慮	<u>施設周辺の自然環境</u> が保全されているか	○：保全されている △：どちらともいえない ×：保全されていない	○	
		横断方向の連続性	施設の <u>横断方向の生態系の連続性</u> が確保されているか	○：連続性が確保されている △：どちらともいえない ×：分断されている	△	
		工作物への配慮	舗装等を行う場合に、 <u>環境に配慮した構造</u> になっているか	○：配慮されている △：どちらともいえない ×：配慮されていない	○	
	環境意識 の啓発	環境保全への啓発 対策	環境保全に関する <u>啓発看板の設置等の対策</u> を施しているか	○：対策を実施している △：計画中 ×：特に実施していない	△	
		河川愛護活動	環境保全に向けての <u>河川愛護</u> などの取り組みを行っているか	○：取り組んでいる △：計画中 ×：特に取り組んでいない	×	
安全への 配慮	人への 安全	安全対策	施設利用者、散策など一般の河川利用者、周辺道路の歩行者等への <u>安全対策</u> を施しているか（水難事故防止、危険告知など）	○：対策を実施している △：計画中 ×：特に実施していない —：該当する事項がない	○	
全体	憲章	憲章との整合	<u>憲章の理念、基本的な考え方を</u> 満足しているか。	○：満足している △：どちらともいえない ×：満足していない		
備考欄						

■河川保全利用チェックリスト（素案） 【②猪名川河川敷緑地／第3・第4運動公園（伊丹市）】

	項目	細目	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	委員会 (客観評価)
占用の 必要性	代替性	類似施設等の立地	堤内地における <u>類似施設</u> の有無 ※1km圏（徒歩約15分圏内）、2km圏（徒歩約30分圏内）	○：2km圏内に類似施設がない △：1km圏内に類似施設がない ×：1km圏内に類似施設がある	×	
		代替用地・施設等の調査	堤内地で <u>利用可能な用地</u> や <u>代替・転用・流用</u> できそうな施設について調査したか	○：調査した △：調査中、調査計画あり ×：未調査、調査計画なし	○	
	必要性	必要理由	占用の必要性（ <u>必要理由</u> ）は <u>妥当か</u>	○：妥当である △：どちらともいえない ×：妥当でない	○	
管理 状況	施設管理	管理体制	施設の <u>管理体制</u> を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある 等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	
		管理計画	施設の <u>管理計画</u> は <u>適正</u> であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	
	不法占有	不法占有対策	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの <u>不法占有物件</u> を持ち込まないよう、 <u>適正に管理</u> しているか	○：適正管理されている △：不法占有が疑われる ×：不法占有の実態がある	○	

	項目	細目	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	委員会 (客観評価)
利用 状 況	利用形態	川とのふれあい	利用者が <u>川とふれあう</u> (親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○：川とふれあう施設である △：どちらともいえない ×：川とふれあう施設ではない	×	
	利用者 ・ 利用ルー ル	利用状況の把握	施設の <u>利用者数</u> (時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○：把握している △：ある程度の推定はできる ×：把握していない	○	
		利用上のルール	<u>利用上のルール</u> (ゴミ処理方法など)を定めているか	○：定めている △：定めているが不十分 ×：定めていない	○	
		利用者への明示	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で <u>利用者へ明示</u> しているか	○：明示している △：一部明示している ×：明示していない	○	
		公共性の担保	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる <u>排他・独占的な利用</u> はないか	○：排他・独占的な利用はない △：どちらともいえない、不明 ×：排他・独占的な利用がある	○	
	駐車場	利用方法や管理体制への配慮	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないように、 <u>通行経路や利用方法、管理体制に配慮</u> しているか	○：十分配慮している △：配慮しているが不十分 ×：配慮が全く不足している、無配慮 —：駐車場はない	△	
		設置のための検討の有無	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、 <u>詳細な検討</u> をしているか	○：十分検討している △：検討しているが不十分、現在検討中 ×：検討が全く不足している、未検討 —：設置の要望や計画がない	○	

	項目	細目	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	委員会 (客観評価)
環境 保 全	環境への 配慮	施設周辺への配慮	施設周辺の <u>自然環境</u> が保全されているか	○：保全されている △：どちらともいえない ×：保全されていない	○	
		横断方向の連続性	施設の <u>横断方向の生態系の連続性</u> が確保されているか	○：連続性が確保されている △：どちらともいえない ×：分断されている	△	
		工作物への配慮	舗装等を行う場合に、 <u>環境に配慮した構造</u> になっているか	○：配慮されている △：どちらともいえない ×：配慮されていない	○	
	環境意識 の啓発	環境保全への啓発 対策	環境保全に関する <u>啓発看板の設置等の対策</u> を施しているか	○：対策を実施している △：計画中 ×：特に実施していない	○	
		河川愛護活動	環境保全に向けての <u>河川愛護</u> などの取り組みを行っているか	○：取り組んでいる △：計画中 ×：特に取り組んでいない	○	
安全 への 配慮	人への 安全	安全対策	施設利用者、散策など一般の河川利用者、周辺道路の歩行者等への <u>安全対策</u> を施しているか（水難事故防止、危険告知など）	○：対策を実施している △：計画中 ×：特に実施していない —：該当する事項がない	○	
全 体	憲章	憲章との整合	<u>憲章の理念、基本的な考え方</u> を満足しているか。	○：満足している △：どちらともいえない ×：満足していない		
備考欄			<ul style="list-style-type: none"> ・憲章はまだ作成がなされていない。 			

■河川保全利用チェックリスト（素案） 【③神津運動広場（伊丹市）】

	項目	細目	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	委員会 (客観評価)
占 用 の 必 要 性	代替性	類似施設等の立地	堤内地における <u>類似施設</u> の有無 ※1km圏（徒歩約15分圏内）、2km圏（徒歩約30分圏内）	○：2km圏内に類似施設がない △：1km圏内に類似施設がない ×：1km圏内に類似施設がある	×	
		代替用地・施設等の調査	堤内地で <u>利用可能な用地</u> や <u>代替・転用・流用</u> できそうな施設について調査したか	○：調査した △：調査中、調査計画あり ×：未調査、調査計画なし	○	
	必要性	必要理由	占用の必要性（ <u>必要理由</u> ）は <u>妥当</u> か	○：妥当である △：どちらともいえない ×：妥当でない	○	
管 理 状 況	施設管理	管理体制	施設の <u>管理体制</u> を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある 等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	
		管理計画	施設の <u>管理計画</u> は <u>適正</u> であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	
	不法占有	不法占有対策	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの <u>不法占有物件</u> を持ち込まないよう、 <u>適正に管理</u> しているか	○：適正管理されている △：不法占有が疑われる ×：不法占有の実態がある	○	

	項目	細目	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	委員会 (客観評価)
利用 状 況	利用形態	川とのふれあい	利用者が <u>川とふれあう</u> (親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○：川とふれあう施設である △：どちらともいえない ×：川とふれあう施設ではない	×	
	利用者 ・ 利用ルー ル	利用状況の把握	施設の <u>利用者数</u> (時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○：把握している △：ある程度の推定はできる ×：把握していない	○	
		利用上のルール	<u>利用上のルール</u> (ゴミ処理方法など)を定めているか	○：定めている △：定めているが不十分 ×：定めていない	○	
		利用者への明示	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で <u>利用者へ明示</u> しているか	○：明示している △：一部明示している ×：明示していない	○	
		公共性の担保	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる <u>排他・独占的な利用</u> はないか	○：排他・独占的な利用はない △：どちらともいえない、不明 ×：排他・独占的な利用がある	○	
	駐車場	利用方法や管理体制への配慮	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないように、 <u>通行経路や利用方法、管理体制に配慮</u> しているか	○：十分配慮している △：配慮しているが不十分 ×：配慮が全く不足している、無配慮 —：駐車場はない	○	
		設置のための検討の有無	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、 <u>詳細な検討</u> をしているか	○：十分検討している △：検討しているが不十分、現在検討中 ×：検討が全く不足している、未検討 —：設置の要望や計画がない	○	

	項目	細目	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	委員会 (客観評価)
環境 保全	環境への 配慮	施設周辺への配慮	施設周辺の <u>自然環境</u> が保全されているか	○：保全されている △：どちらともいえない ×：保全されていない	○	
		横断方向の連続性	施設の <u>横断方向の生態系の連続性</u> が確保されているか	○：連続性が確保されている △：どちらともいえない ×：分断されている	△	
		工作物への配慮	舗装等を行う場合に、 <u>環境に配慮した構造</u> になっているか	○：配慮されている △：どちらともいえない ×：配慮されていない	○	
	環境意識 の啓発	環境保全への啓発 対策	環境保全に関する <u>啓発看板の設置等の対策</u> を施しているか	○：対策を実施している △：計画中 ×：特に実施していない	○	
		河川愛護活動	環境保全に向けての <u>河川愛護</u> などの取り組みを行っている か	○：取り組んでいる △：計画中 ×：特に取り組んでいない	△	
安全 への 配慮	人への 安全	安全対策	施設利用者、散策など一般の河川利用者、周辺道路の歩行者 等への <u>安全対策</u> を施しているか（水難事故防止、危険告知など）	○：対策を実施している △：計画中 ×：特に実施していない —：該当する事項がない	○	
全 体	憲章	憲章との整合	<u>憲章の理念、基本的な考え方</u> を満足しているか。	○：満足している △：どちらともいえない ×：満足していない		
備考欄			<ul style="list-style-type: none"> ・憲章はまだ作成がなされていない。 			